

議案第12号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「第265号」を「第269号」に改め、同条第190号中「申請又は」の次に「同法」を加え、同条中第281号を第285号とし、第261号から第280号までを4号ずつ繰り下げ、同条第260号ア中「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に、「」第3条第2項」を「。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）第25条第2項」に、「第256号ア」を「第259号ア」に改め、同号イ中「第256号イ」を「第259号イ」に改め、同号ウ(ア)a中「第256号ウ(ア)」を「第259号ウ(ア)」に改め、同号ウ(イ)a中「第256号ウ(イ)a」を「第259号ウ(イ)a」に改め、同号ウ(イ)b中「第256号ウ(イ)b」を「第259号ウ(イ)b」に改め、同号ウ(イ)c中「第256号ウ(イ)c」を「第259号ウ(イ)c」に改め、同号を同条第263号とし、同号の次に次の1号を加える。

(264) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証

する建築物省エネ法施行規則第 11 条の規定に基づく書面の交付の申請に対する審査

1 件につき 第 257 号に規定する額に 2 分の 1 を乗じて得た額

第 2 条第 259 号中「第 193 号」を「第 194 号」に改め、同号を同条第 262 号とし、同条第 258 号中「の変更」の次に「（工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。）」を加え、同号ア中「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、同号ア(イ)中「第 256 号ア(イ)」を「第 259 号ア(イ)」に改め、同号イ(イ)中「第 256 号イ(イ)」を「第 259 号イ(イ)」に改め、同号ウ(イ)中「第 256 号ウ(イ)」を「第 259 号ウ(イ)」に改め、同号を同条第 261 号とし、同条第 257 号中「第 193 号」を「第 194 号」に、「第 259 号」を「第 262 号」に改め、同号を同条第 260 号とし、同条第 256 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）」を「建築物省エネ法」に改め、同号ア中「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、同号ア(イ) a 中「第 258 号及び第 260 号」を「第 261 号及び第 263 号」に改め、同号ア(イ) b 及び c 中「第 260 号」を「第 263 号」に改め、同号ウ(イ) c (a) 中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）」を「基準省令」に改め、同号を同条第 259 号とし、同条第 255 号中「第 193 号」を「第 194 号」に改め、同号を同条第 256 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(257) 建築物省エネ法第 12 条第 1 項又は第 13 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定

ア 新築の場合

(ア) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

- a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
230,000円
- b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
370,000円
- c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
530,000円
- d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
650,000円
- e 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
770,000円
- f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの
870,000円

(イ) (ア)以外の場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

- a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
87,000円
- b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
150,000円
- c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
240,000円
- d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
310,000円

e 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円

f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円

イ 増築又は改築の場合

(ア) 増築又は改築に係る部分についてのみ基準省令第1条第1項第1号イ又はロに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合

a 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

(a) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円

(b) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円

(c) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円

(d) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円

(e) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円

(f) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円

b a以外の場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

(a) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円

(b) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円

(c) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円

(d) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円

(e) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円

(f) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円

(i) (ア)以外の場合 1件につき アに規定する額

非住宅部分の床面積の合計の算定については、第192号の非住宅部分の床面積の算定方法を準用する。

(258) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能

適合性判定 1件につき 次に掲げる額を合算した額

ア 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号において「判定済計画」という。）に係る建築物の部分について前号に規定する額に2分の1を乗じて得た額

イ 判定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について前号に規定する額

第2条第254号中「の変更」の次に「（工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。）」を加え、同号ア中「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、同号ア(イ)中「第252号ア(イ)」を「第253号ア(イ)」に改め、同号イ(イ)中「第252号イ(イ)」を「第253号イ(イ)」に改め、同号ウ(イ)中「第252号ウ(イ)」を「第253号ウ(イ)」に改め、同号を同条第255号とし、同条第253号中「第193号」を「第194号」に、「第255号」を「第256号」に改め、同号を同条第254号とし、同条第252号ア中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「第254号、第256号、第258号及び第260号」を「第255号、第259号、第261号及び第263号」に、「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、同号イ中「第254号、第256号及び第258号」を「第255号、第259号及び第261号」に改め、同号を同条第253号とし、同条中第251号を第252号とし、第250号を第251号とし、第249号を第250号とし、同条第248号中「の変更」の次に「（工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。）」を加え、「第250号」を「第251号」に改め、同号ア中「第246号ア(ア)」

又は(イ)」を「第247号ア(ア)又は(イ)」に改め、同号イ中「第246号イ(ア)から(ケ)まで」を「第247号イ(ア)から(ケ)まで」に改め、同号ウ中「第246号ウ(ア)又は(イ)」を「第247号ウ(ア)又は(イ)」に改め、同号を同条第249号とし、同条第247号中「第193号」を「第194号」に、「第249号」を「第250号」に改め、同号を同条第248号とし、同条第246号イ中「第248号」を「第249号」に改め、同号を同条第247号とし、同条中第245号を第246号とし、第196号から第244号までを1号ずつ繰り下げ、同条第195号中「第193号」を「第194号」に改め、同号を同条第196号とし、同条中第194号を195号とし、第193号を第194号とし、第192号を第193号とし、第191号の次に次の1号を加える。

(192) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査（当該完了検査の対象に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画又は当該計画の変更に係る建築物（以下この号において「判定建築物」という。）が含まれる場合に限る。）

ア 新築に係る完了検査 1件につき 前2号に規定する額に次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額を加えた額

(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

19,000円

(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

38,000円

(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

95,000円

- (エ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円
- (オ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円
- (カ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円

イ 増築又は改築に係る完了検査 1件につき 前2号に規定する額に次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額を加えた額

- (ア) 増築又は改築に係る部分についてのみ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号、第257号及び第259号において「基準省令」という。）

第1条第1項第1号イ又はロに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額

- a 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円
- b 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円
- c 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円
- d 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円
- e 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平

方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

180,000円

f 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

220,000円

(イ) (ア)以外の場合 1件につき アに規定する額

非住宅部分の床面積の合計は、工場その他エネルギーの使用の状況に関してこれに類する判定建築物の部分で市長が認めるものに係る床面積を除いて算定する。

第5条中「第2条第279号」を「第2条第283号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を新設すること、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に係る完了検査の手数を新設すること等のため、この条例を制定するものである。